相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市豊浦町大字涌田後地六九五番地、最後の住所山口県下関市秋根本町二丁目四番一―四〇三号ハイツめぐみ

被相続人　亡　前田　要

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

山口県下関市幸町七番七号スカイマンション下関幸町二〇一号

相続財産管理人　弁護士　杉村　憲昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県唐津市海岸通七一八二番地、最後の住所福岡県福津市渡二七三番地

被相続人　亡　平松富太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

事務所福岡県宗像市東郷二丁目四番一〇号

相続財産管理人　司法書士　井上　隆祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前四丁目一二番地、最後の住所福岡市中央区舞鶴二丁目八番三一―八〇三号

被相続人　亡　河村　千晶

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

福岡市中央区大名二丁目一〇番一号シャンボール大名A棟七一一

相続財産管理人　司法書士　木戸　孝充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触二六〇番地、最後の住所長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触三〇六番地一

被相続人　亡　土谷マサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

長崎県壱岐市郷ノ浦町有安触三六番地二

相続財産管理人　坂口　琢也

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十六年十月二十一日

一、墳墓等所在地　広島市中区寺町五番三八号

一、墳墓等の名称　真行寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　以下本籍全て不詳

①繁本家之墓（義夫、アヤメ）　②斎藤家（ヤナヲ、康久）　③三戸家（初太郎、キク）　④山中家（武雄、クラ）　⑤中原氏（弘、ウメヨ、藤治郎、久枝、芳江、正史）　⑥桑原家之墓（一、真喜子、魚田政子、チヨ、徳松）　⑦八木家（祐子）　⑧後藤（澄江）　⑨亀原　森川姓（半好、キサ）

一、改葬を行おうとする者　広島市中区寺町五番三八号　宗教法人真行寺　代表役員　中原　光史

債権申出の公告（第一回）

当社の残余財産の清算のため、平成二十六年三月二十四日、福岡地方裁判所田川支部より、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

福岡県田川郡川崎町大字安眞木四三〇三番地の一

筑豊グリーン株式会社

清算人　美奈川成章

連絡先　福岡市中央区大名一丁目八番一一号　福岡城南法律事務所

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成26年10月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社帝産観光バス滋賀　②第3種旅行業　③滋賀県知事登録旅行業第3―175号　④株式会社帝産観光バス滋賀　滋賀県草津市山寺町188番地　代表取締役　南尾　正樹　⑤本社営業所　滋賀県草津市山寺町188番地　⑥平成11年6月7日　⑧平成16年6月7日　⑩250万円　⑪滋賀県知事　⑫滋賀県草津市山寺町188番地　株式会社帝産観光バス滋賀　代表取締役　南尾　正樹

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第5項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第1項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第1項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第2項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の9第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書2通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成26年10月21日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のAは保証社員の地位を失った場合、Bは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。